五

分野　情報通信業

小分野　電気通信業及びインターネット付随サービス業

産業分類
JSIC　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
JSIC　三七一二　長距離電気通信業
JSIC　三七一九　その他の固定電気通信業
JSIC　三七二一　移動電気通信業
JSIC　四〇一　インターネット付随サービス業
注　JSIC三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。

留保の種類　内国民待遇（第二条）

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

概要　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

六

分野　製造業

小分野　医薬品製造業

産業分類　JSIC　一六五三　生物学的製剤製造業

留保の種類　内国民待遇（第二条）

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

概要　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

七

分野　製造業

小分野　皮革及び皮革製品製造業

産業分類
JSIC　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
JSIC　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業
JSIC　一九一二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
JSIC　二〇一一　なめし革製造業
JSIC　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。）
JSIC　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業
JSIC　二〇四一　革製履物製造業
JSIC　二〇五一　革製手袋製造業
JSIC　二〇六一　かばん製造業
JSIC　二〇七　袋物製造業
JSIC　二〇八一　毛皮製造業
JSIC　二〇九九　その他のなめし革製品製造業
JSIC　三二五三　運動用具製造業
注1　JSIC一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。
注2　JSIC一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。

八

分野　船舶の国籍に関する事項

小分野

産業分類

留保の種類　内国民待遇（第二条）

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

概要　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

分野　船舶の国籍に関する事項

小分野

産業分類

留保の種類　内国民待遇（第二条）

措置　特定措置の履行要求の禁止（第六条）

概要　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

九

分野　鉱業

小分野

産業分類
JSIC　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業

留保の種類　内国民待遇（第二条）

措置　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章

概要　日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

十

分野　石油業

小分野

産業分類
JSIC　〇五三　原油・天然ガス鉱業
JSIC　一七一一　石油精製業
JSIC　一七一二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
JSIC　一七四一　舗装材料製造業
JSIC　一七九九　その他の石油製品・石炭製品製造業
JSIC　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
JSIC　四七一二　冷蔵倉庫業
JSIC　五三二一　石油卸売業
JSIC　六〇五一　ガソリンスタンド
JSIC　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
JSIC　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業
注1　JSIC一七四一、一七九九、四七一一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。
注2　JSIC九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。

留保の種類　内国民待遇（第二条）

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

概要　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、ポリカーボネート、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。